



熊本県公報

第11913号
平成22年6月4日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定	(森林保全課) 1
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定	(〃) 2
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定	(〃) 2
○指定居宅介護支援事業者の指定	(高齢者支援課) 2
○指定居宅サービス事業者の指定	(〃) 2
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃) 3
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 3
○熊本県要保護児童対策地域協議会設置要綱の一部を改正する要綱	(少子化対策課) 3
○道路の供用開始	(道路保全課) 4
○道路の供用開始	(〃) 4
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 4
○保安林の指定に関する予定	(〃) 4
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課) 5
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃) 5
○指定居宅サービス事業者の指定	(〃) 5
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃) 5
公 告	
○熊本県公営企業(電気事業、工業用水道事業及び有料駐車場事業)の業務状況の公表	(水環境課) 5
○熊本都市計画下水道の変更(菊陽町決定)	(都市計画課) 27
○クリーニング師研修及び業務従事者講習	(薬務衛生課) 27
○土地改良区役員の退任及び就任の公告	(農村計画・技術管理課) 27
○公共測量の終了	(監理課) 27
○公共測量の終了	(〃) 28
○基本測量の終了	(〃) 28
○土地改良区の定款変更認可	(農村計画・技術管理課) 28
○土地改良区の定款変更認可	(〃) 28
○土地改良区の定款変更認可	(〃) 29
登 載 依 頼	
○熊本県教育情報化推進事業に係るコンピュータ及び関連機器の借入れに関する一般競争入札の実施	(教育政策課) 29

告 示

熊本県告示第593号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。
平成22年6月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県下益城郡美里町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
美里町(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産

部森林保全課及び熊本県宇城地域振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第594号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。
平成22年6月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県下益城郡美里町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
美里町(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県宇城地域振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第595号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。
平成22年6月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県下益城郡美里町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
美里町(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県宇城地域振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第596号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。
平成22年6月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
居宅介護支援センターいずみの里 八代市泉町下岳4350番地	有限会社松本建設	平成22年6月1日

熊本県告示第597号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
平成22年6月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
しもだ介護サービス玉名 玉名市伊倉北方字五社349番地 2	有限会社あつとホーム	平成22年6月1日

熊本県告示第598号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成22年6月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
しもだ介護サービス玉名 玉名市伊倉北方字五社349番地 2	有限会社あっとホーム	平成22年6月1日

熊本県告示第599号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成22年6月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡美里町安部字山木谷1079番、1085番、1092番から1094番まで、字脇1101番、1102番、1105番
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字山木谷1079番・字脇1102番・1105番（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県宇城地域振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第600号

熊本県要保護児童対策地域協議会設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。
平成22年6月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県要保護児童対策地域協議会設置要綱の一部を改正する要綱
熊本県要保護児童対策地域協議会設置要綱（平成17年熊本県告示第832号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条の3」を「第6条の2第8項」に改め、「適切な保護」の次に「又は要支援児童若しくは特定妊婦（法第6条の2第5項に規定する要支援児童若しくは特定妊婦をいう。）への適切な支援」を加え、「当該児童等」を「要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（以下「要保護児童等」という。）」に改める。

第2条、第6条、第7条、第8条及び第10条第2号中「要保護児童」を「要保護児童等」に改める。

第4条第2項及び第4項中「会長は」の次に「、」を、同条第3項中「副会長は」の次に「、」を加える。

第5条第3項中「運営に関する事項は」の次に「、」を加える。

第6条第2項中「代表者会議は」の次に「、」を加える。

第7条第2項中「実務者会議は」の次に「、」を加える。

第11条中「協力要請を行う場合に当たっては」を「協力要請を行う場合にあっては」に改める。

別表1中「熊本県総務部私学文書課」を「熊本県総務部私学振興課」に、「熊本県総務部男女共同参画・パートナーシップ推進課」を「熊本県総務部男女参画・協働推進課」に、「熊本県環境生活部人権同和対策課」を「熊本県環境生活部人権同和政策課」に改め、「熊本県八代児童相談所」の次に「熊本市児童相談所」を加え、「熊本県環境生活部人権センター」を削る。

附 則
この要綱は、告示の日から施行する。

熊本県告示第601号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成22年6月4日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年6月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	宮崎芦北線	葦北郡芦北町大字八幡字見附 8番1地先から 同町大字花岡字伊徳庵 652番5地先まで	1,307.0	地基創 交安 (歩道 整備)

2 供用を開始する期日 平成22年6月4日

熊本県告示第602号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成22年6月4日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年6月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	西古閑泗水線	菊池市森北字森北 853番1地先から 同所 857番2地先まで	236.9	交通連 携国道 (交差 点の付 け替え)

2 供用を開始する期日 平成22年6月7日

熊本県告示第603号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成22年6月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡球磨村大字一勝地丙字日当野1303番、

1303番5、1303番6

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県球磨地域振興局並びに球磨村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第604号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成22年6月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡産山村大字田尻字北西小坪483番42、

483番74

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県阿蘇地域振興局並びに産山村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第605号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成22年6月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

(特定施設入居者生活介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ホスピタルメント桜十字 熊本市御幸笛田7丁目13番21号	株式会社桜十字	平成22年6月1日

熊本県告示第606号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成22年6月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

(介護予防特定施設入居者生活介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ホスピタルメント桜十字 熊本市御幸笛田7丁目13番21号	株式会社桜十字	平成22年6月1日

熊本県告示第607号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成22年6月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

(特定施設入居者生活介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
特定施設 きらら 熊本市新南部3丁目7番76の2号	社会福祉法人星峰会	平成22年6月1日

熊本県告示第608号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成22年6月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

(介護予防特定施設入居者生活介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
特定施設 きらら 熊本市新南部3丁目7番76の2号	社会福祉法人星峰会	平成22年6月1日

公 告

熊本県公告第314号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項の規定により、平成21年度下半期の熊本県公営企業（電気事業、工業用水道事業及び有料駐車場事業）の業務の状況を次のとおり公表する。

平成22年6月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

業 務 状 況 説 明 書

平成21年度下半期

自 平成21年10月 1日
至 平成22年 3月31日

熊本県企業局

目 次

電 気 事 業	8 ページ
工業用水道事業	1 6 ページ
有料駐車場事業	2 2 ページ

熊本県電気事業業務状況

熊本県電気事業の平成21年度下半期（平成21年10月1日から平成22年3月31日まで）における業務状況は、次のとおりである。

目 次

1 事業の概況	9 ページ
(1) 電力の供給状況について	9 ページ
(2) 電力料金について	11 ページ
(3) 修繕及び改良工事等について	12 ページ
(4) 職員数について	12 ページ
(5) 条例等の制定、改廃について	13 ページ
(6) 開発調査について	13 ページ
2 経理の状況	14 ページ
3 平成22年度経営方針	15 ページ
4 平成22年度予算の概要	15 ページ

1 事業の概況

平成 2 1 年度下半期における水力発電供給電力量は、74,049,495 kWh となり、当期の目標供給電力量 82,763,000 kWh に対し 89.5% の達成率となった。また、電力料金収入は、1,017,400,117 円（税込額）となり、当期の目標料金収入額 1,026,549,300 円（税込額）に対し 99.1% の達成率となった。これは、期間中の降雨量が平年（企業局発電所運転開始後の平均）と比べて多かったものの、藤本発電所において荒瀬ダム泥土等除去のため 2 ヶ月ほど発電を停止したこと、市房第二発電所及び緑川第一発電所において改良工事及び大規模修繕工事実施のため発電を停止したことにより、発電量が伸びなかったためである。

風力発電供給電力量は、515,400 kWh であり、当期の計画供給電力量 1,353,888 kWh に対し発電量が伸びず、38.1% の達成率となった。

なお、企業局が経営する 8 水力発電所の一つ藤本発電所（荒瀬ダム）については、平成 22 年 3 月 24 日に藤本発電所の発電に必要な予算を減額した予算が成立したことを受け、国に対して平成 22 年 4 月以降の水利権の申請を取り下げたことにより、平成 22 年 4 月以降は発電を行っていない。

(1) 電力の供給状況について

下半期各月の電力の供給状況は、次のとおりである。

本県の電気事業は、平成 21 年度までは、水力発電は電気事業法に基づき、平成 7 年に電力会社と電力受給に関する基本契約を締結した「みなし卸電気事業」と、その後には発電を開始した「卸供給事業」に区分されていた（平成 22 年度から本県の電気事業は全て卸供給事業に区分されている。）。

なお、風力発電については電力会社と電力需給契約を締結しているが、制度上は自家用電気工作物による余剰電力扱いとなっている。

ア 水力発電

(ア) みなし卸電気事業

月	区 分	発 電 所						小 計
		藤 本	市房第一	市房第二	緑川第一	緑川第二	笠 振	
10	目標(kWh)	5,288,000	1,803,000	383,000	4,293,000	2,719,000	301,000	14,787,000
	実績(kWh)	4,418,130	1,151,986	200,104	3,003,672	1,952,945	261,100	10,987,937
	達成率(%)	83.6	63.9	52.2	70.0	71.8	86.7	74.3
11	目標(kWh)	3,615,000	1,383,000	272,000	3,378,000	2,202,000	181,000	11,031,000
	実績(kWh)	4,058,337	2,526,798	777,597	3,360,339	2,334,731	-4,800	13,053,002
	達成率(%)	112.3	182.7	285.9	99.5	106.0	-2.7	118.3
12	目標(kWh)	3,356,000	1,782,000	372,000	3,642,000	2,394,000	138,000	11,684,000
	実績(kWh)	3,451,152	958,173	-20,790	2,686,674	1,905,714	135,800	9,116,723
	達成率(%)	102.8	53.8	-5.6	73.8	79.6	98.4	78.0
1	目標(kWh)	3,527,000	1,758,000	403,000	3,721,000	2,522,000	142,000	12,073,000
	実績(kWh)	487,672	991,598	0	1,210,296	1,699,009	132,000	4,520,575

	達成率(%)	13.8	56.4	0.0	32.5	67.4	93.0	37.4
2	目標(kWh)	4,136,000	1,953,000	499,000	3,738,000	2,496,000	209,000	13,031,000
	実績(kWh)	-23,670	1,905,979	0	595,391	3,087,910	376,700	5,942,310
	達成率(%)	-0.6	97.6	0.0	15.9	123.7	180.2	45.6
3	目標(kWh)	5,906,000	2,817,000	693,000	5,128,000	3,318,000	394,000	18,256,000
	実績(kWh)	10,807,282	6,299,874	151,195	7,276,581	3,357,256	678,000	28,570,188
	達成率(%)	183.0	223.6	21.8	141.9	101.2	172.1	156.5
計	目標(kWh)	25,828,000	11,496,000	2,622,000	23,900,000	15,651,000	1,365,000	80,862,000
	実績(kWh)	23,198,903	13,834,408	1,108,106	18,132,953	14,337,565	1,578,800	72,190,735
	達成率(%)	89.8	120.3	42.3	75.9	91.6	115.7	89.3

(イ) 卸供給事業

月	区分	発 電 所		小 計	水力発電所 合 計
		菊 鹿	緑川第三		
10	目標(kWh)	267,000	113,000	380,000	15,167,000
	実績(kWh)	191,700	97,700	289,400	11,277,337
	達成率(%)	71.8	86.5	76.2	74.4
11	目標(kWh)	206,000	104,000	310,000	11,341,000
	実績(kWh)	158,300	76,300	234,600	13,287,602
	達成率(%)	76.8	73.4	75.7	117.2
12	目標(kWh)	184,000	102,000	286,000	11,970,000
	実績(kWh)	164,100	87,100	251,200	9,367,923
	達成率(%)	89.2	85.4	87.8	78.3
1	目標(kWh)	172,000	88,000	260,000	12,333,000
	実績(kWh)	158,100	79,000	237,100	4,757,675
	達成率(%)	91.9	89.8	91.2	38.6
2	目標(kWh)	177,000	95,000	272,000	13,303,000
	実績(kWh)	190,100	136,400	326,500	6,268,810
	達成率(%)	107.4	143.6	120.0	47.1
3	目標(kWh)	265,000	128,000	393,000	18,649,000
	実績(kWh)	312,400	207,560	519,960	29,090,148
	達成率(%)	117.9	162.2	132.3	156.0
計	目標(kWh)	1,271,000	630,000	1,901,000	82,763,000
	実績(kWh)	1,174,700	684,060	1,858,760	74,049,495
	達成率(%)	92.4	108.6	97.8	89.5

イ 風力発電

月	区 分	発電所	全発電所
		阿蘇車帰	合 計
10	計画(kWh)	225,649	15,392,649
	実績(kWh)	66,100	11,343,437
	達成率(%)	29.3	73.7
11	計画(kWh)	225,649	11,566,649
	実績(kWh)	62,800	13,350,402
	達成率(%)	27.8	115.4
12	計画(kWh)	225,649	12,195,649
	実績(kWh)	149,700	9,517,623
	達成率(%)	66.3	78.0
1	計画(kWh)	225,649	12,558,649
	実績(kWh)	122,800	4,880,475
	達成率(%)	54.4	38.9
2	計画(kWh)	225,649	13,528,649
	実績(kWh)	39,700	6,308,510
	達成率(%)	17.6	46.6
3	計画(kWh)	225,643	18,874,643
	実績(kWh)	74,300	29,164,448
	達成率(%)	32.9	154.5
計	計画(kWh)	1,353,888	84,116,888
	実績(kWh)	515,400	74,564,895
	達成率(%)	38.1	88.6

(2) 電力料金について

当期の料金収入は、次のとおりである。

なお、水力発電の九州電力株式会社との電力受給契約における契約料金については、基本料金及び従量料金（供給電力量に 1 円 / kWh を乗じたもの）の二部料金制となっている。

また、風力発電における同社との契約料金は発電量に応じた完全従量制となっており、料金単価は 10.70 円 / kWh である。

ア 水力発電

(ア) みなし卸電気事業

基本料金	872,260,000円	月額145,378,000円×5月
		月額145,370,000円×1月

従量料金	72,190,735円	(従量 72,190,735kWh×1円)
小 計	944,450,735円	
消費税相当額	47,222,534円	
合 計	991,673,269円	

(イ) 卸供給事業

基本料金	22,643,000円	月額 3,774,000円×5月 月額 3,773,000円×1月
従量料金	1,858,760円	(従量 1,858,760kWh×1円)
小 計	24,501,760円	
消費税相当額	1,225,088円	
合 計	25,726,848円	

イ 風力発電

従量料金	5,514,780円	(従量515,400kWh×10.70円)
消費税額	275,737円	
合 計	5,790,517円	

(3) 修繕及び改良工事等について

平成 2 1 年度下半期の主な修繕及び改良工事は、次のとおりである。(消費税込み額)

(単位：円)

発電所	工 事 名	工事金額	工 期
藤 本	荒瀬ダム泥土除去工事 (百済木川工区) 合併	90,285,182	H21. 12. 15 ～H22. 3. 19
藤 本	荒瀬ダム泥土除去工事 (佐瀬野工区)	75,834,609	H21. 12. 16 ～H22. 3. 25
藤 本	荒瀬ダム砂礫除去工事 (与奈久工区)	72,450,070	H21. 12. 15 ～H22. 3. 19
藤 本	荒瀬ダム泥土搬出工事	61,638,558	H22. 1. 21 ～H22. 7. 30
藤 本	荒瀬ダム砂礫搬出工事 (西鎌瀬工区)	59,369,491	H21. 12. 16 ～H22. 3. 19

(4) 職員数について

平成 2 1 年度電気事業の職員数は次のとおりである。

(平成22年3月31日現在)

区 分		職 員	技能労務職員	嘱 託	計
本 庁	局 長	1	0	0	1
	総務経営課	26	0	1	27
	うち、荒瀬ダム対策室	(9)	(0)	(0)	(9)
	工 務 課	11	0	0	11
発電総合管理所		21	3	15	39
計		59	3	16	78

(5) 条例等の制定、改廃について

<条 例>

平成21年10月 9日 熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

※熊本県職員等退職手当支給条例等の一部を改正する条例（熊本県条例第49号）において改正。

平成21年12月22日 熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

※熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例（熊本県条例第62号）において改正。

<管理規程>

平成22年 3月30日 熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程（熊本県公営企業管理規程第1号）

平成22年 3月30日 熊本県企業局当直規程の一部を改正する規程（熊本県公営企業管理規程第2号）

平成22年 3月30日 熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程（熊本県公営企業管理規程第3号）

平成22年 3月30日 熊本県企業局組織規程の一部を改正する規程（熊本県公営企業管理規程第4号）

平成22年 3月31日 熊本県企業局文書規程の一部を改正する規程（熊本県公営企業管理規程第5号）

(6) 開発調査について

- ・中小水力発電開発：球磨村芋川地点において、河川流量調査を行っている。

2 経理の状況

平成21年度下半期の経理の状況は、次の合計残高試算表のとおりである。

熊本県電気事業合計残高試算表

平成22年3月31日

単位：円

借 方		勘 定 科 目	貸 方	
残 高	合 計		合 計	残 高
		営 業 収 益	1,984,867,635	1,984,867,635
		営 業 外 収 益	37,946,937	37,946,937
		特 別 利 益		
2,103,460,241	2,103,839,839	営 業 費 用	379,598	
64,521,342	64,521,342	営 業 外 費 用		
3,080,000	3,080,000	特 別 損 失		
18,594,187,437	18,708,153,586	水 力 発 電 設 備	113,966,149	
	85,621,171	減価償却累計額（水力）	11,655,507,443	11,569,886,272
440,395,474	440,395,474	業 務 設 備		
		減価償却累計額（業務）	146,356,008	146,356,008
437,284,882	437,284,882	風 力 発 電 設 備		
		減価償却累計額（風力）	66,942,867	66,942,867
94,434,520	94,434,520	建 設 仮 勘 定		
3,370,254	3,370,254	事 業 外 固 定 資 産		
209,990,848	237,489,925	無 形 固 定 資 産	27,499,077	
1,329,781,904	1,937,924,880	投 資 及 び 基 金	608,142,976	
6,481,924,597	30,245,579,630	現 金 預 金	23,763,655,033	
192,430,980	386,802,986	未 収 金	194,372,006	
		短 期 投 資		
7,599,215	7,599,215	貯 蔵 品		
	105,370,000	前 払 金	105,370,000	
24,264,133	224,551,000	前 払 費 用	200,286,867	
800,000	59,260,916	雑 流 動 資 産	58,460,916	
		受 託 金		
	65,277,232	退 職 給 与 引 当 金	233,552,312	168,275,080
	38,470,211	修 繕 準 備 引 当 金	274,533,348	236,063,137
		渴 水 準 備 引 当 金		
		一 時 借 入 金		
	341,358,342	未 払 金	456,447,656	115,089,314
	267,694,607	未 払 費 用	391,066,696	123,372,089
	146,783,374	預 り 金	163,646,768	16,863,394
		雑 流 動 負 債		
		自 己 資 本 金	9,949,525,311	9,949,525,311
	190,307,932	借 入 資 本 金	2,472,160,702	2,281,852,770
	155,401	資 本 剰 余 金	876,707,828	876,552,427
	126,880,000	利 益 剰 余 金	2,540,812,586	2,413,932,586
29,987,525,827	56,322,206,719	合 計	56,322,206,719	29,987,525,827

3 平成22年度経営方針

電力自由化の進展により電力市場の競争が激化する中、電力会社の公営電気事業者に対する電気料金の引き下げ要求は強まってきており、収入の確保が引き続き大きな課題である。

また、平成22年2月に知事の藤本発電所（荒瀬ダム）再撤去方針の表明、同3月に同4月以降の藤本発電所水利権申請を取り下げたことにより、今後藤本発電所（荒瀬ダム）の撤去に向けた取り組みを実施しなければならないが、電気事業の内部留保資金でその撤去費用を全て捻出することは困難であるため、撤去費用について国の支援を引き続き求めていく必要がある。

電気事業は、藤本発電所の発電収入を失うことに加え、藤本発電所（荒瀬ダム）撤去費用の発生等により、今後極めて厳しい経営状況となることが予想される。そのため、このような経営環境の大幅な変化を踏まえ、平成22年度中に「熊本県企業局経営基本計画（第三期）」（仮称）の策定に取り組むこととする。

4 平成22年度予算の概要

平成22年度予算の概要は次のとおりである。

(1) 収益的収入及び支出

事業収益	1,473,782,000円
(内訳)	
営業収益	1,456,363,000円
(うち、電力料収入)	1,451,125,000円)
営業外収益	17,419,000円
 事業費	 2,269,279,000円
(内訳)	
営業費用	2,117,432,000円
営業外費用	107,709,000円
特別損失	29,138,000円
予備費	15,000,000円
 差引純利益（純損失）	 △795,497,000円

(2) 資本的収入及び支出

資本的収入	613,014,000円
(内訳)	
他会計からの返還金	613,014,000円
資本的支出	474,882,000円
(内訳)	
建設改良費	20,468,000円
企業債償還金	178,860,000円
その他	275,554,000円

熊本県工業用水道事業業務状況

熊本県工業用水道事業の平成21年度下半期（平成21年10月1日から平成22年3月31日まで）における業務状況は、次のとおりである。

	目	次
1	事業の概況	17ページ
	(1) 給水の状況について	17ページ
	(2) 修繕及び改良工事等について	18ページ
	(3) 職員数について	18ページ
	(4) 条例等の制定、改廃について	19ページ
2	経理の状況	20ページ
3	平成22年度経営方針	21ページ
4	平成22年度予算の概要	21ページ

1 事業の概況

有明工業用水道の平成 21 年度下半期における受水企業数は 12 社で、契約水量は 14,304 m³ / 日であった。給水能力に対する契約率は 42.2% で、平成 20 年度下半期に比べ、契約水量は変わらなかったものの、料金収入は、基本使用水量等の減少により、前年同期比 98.4% となっている。

八代工業用水道の平成 21 年度下半期における受水企業数は 24 社で、契約水量は 9,188 m³ / 日であった。給水能力に対する契約率は 33.7% で、平成 20 年度下半期に比べ、契約水量は変わらず、料金収入は、基本使用水量等の減少により、前年同期比 97.9% となっている。

苓北工業用水道の平成 21 年度下半期における受水企業数は 2 社で、契約水量は 7,060 m³ / 日、給水能力に対する契約率は 83.1% であった。契約水量に変更はなく、料金収入は前年同期と比べてほぼ同額となっている。

(1) 給水の状況について

有明工業用水道、八代工業用水道及び苓北工業用水道の平成 21 年度下半期の契約水量及び料金収入等の状況は、次のとおりである。

有明工業用水道 給水能力：33,860 m³ / 日
 契約水量：14,304 m³ / 日 (H22.3.31 現在)
 料金：基本使用水量 50 円 / m³、超過使用水量 100 円 / m³

月	受水企業数	契約水量 (m ³ / 月)	料金収入 (円、消費税込み)
10	12	443,424	18,203,885
11	12	429,120	17,237,902
12	12	443,424	17,812,497
1	12	443,424	17,812,497
2	12	400,512	16,098,972
3	12	443,424	17,812,497
計		2,603,328	104,978,250

八代工業用水道 給水能力：27,300 m³ / 日
 契約水量：9,188 m³ / 日 (H22.3.31 現在)
 料金：基本使用水量 35 円 / m³、超過使用水量 70 円 / m³

月	受水企業数	契約水量 (m ³ / 月)	料金収入 (円、消費税込み)
10	24	284,828	9,519,093
11	24	275,640	9,196,204
12	24	284,828	9,505,453
1	24	284,828	8,890,320

2	24	257,264	8,030,404
3	24	284,828	8,888,288
計		1,672,216	54,029,762

苓北工業用水道 給水能力：8,500m³ /日

契約水量：7,060m³ /日 (H22.3.31現在)

料金：基本使用水量50円/m³、超過使用水量100円/m³

月	受水企業数	契約水量 (m ³ /月)	料金収入 (円、消費税込み)
10	2	218,860	11,490,150
11	2	211,800	11,119,500
12	2	218,860	11,490,150
1	2	218,860	11,490,150
2	2	197,680	10,378,200
3	2	218,860	11,490,150
計		1,284,920	67,458,300

(2) 修繕及び改良工事等について

平成21年度下半期の主な修繕及び改良工事は、次のとおりである。(消費税込み額)

(単位：円)

事業名	工 事 名	工 事 金 額	工 期
有明	有明工水送水ポンプ分解点検(3,4号)工事	6,594,000	H21.10.22 ~H22.3.10
八代	八代工水導水管(松崎地区)漏水補修工事(その2)	6,384,745	H21.10.21 ~H22.2.10
有明	有明工水浄水場排泥管路配管補修工事	1,110,953	H21.12.15 ~H22.2.26

(3) 職員数について

平成21年度工業用水道事業の職員数は次のとおりである。

(平成22年3月31日現在)

区 分		職 員	技能労務職員	嘱 託	計
有明	本庁	次 長	1	0	1
		総務経営課	3	0	3
		工 務 課	1	0	1
八代			0	0	0
苓北	都呂々ダム管理事務所		2	1	5
計			7	1	5

※有明、八代の両浄水場の運転保守業務については、株式会社熊本県弘済会に委託している。

(4) 条例等の制定、改廃について

<条 例>

平成21年10月 9日 熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

※熊本県職員等退職手当支給条例等の一部を改正する条例（熊本県条例第49号）において改正。

平成21年12月22日 熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

※熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例（熊本県条例第62号）において改正。

<管理規程>

平成22年 3月30日 熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程（熊本県公営企業管理規程第1号）

平成22年 3月30日 熊本県企業局当直規程の一部を改正する規程（熊本県公営企業管理規程第2号）

平成22年 3月30日 熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程（熊本県公営企業管理規程第3号）

平成22年 3月30日 熊本県企業局組織規程の一部を改正する規程（熊本県公営企業管理規程第4号）

平成22年 3月31日 熊本県企業局文書規程の一部を改正する規程（熊本県公営企業管理規程第5号）

2 経理の状況

平成21年度下半期の経理の状況は、次の合計残高試算表のとおりである。

熊本県工業用水道事業合計残高試算表

平成22年3月31日

(単位：円)

借 方		勘 定 科 目	貸 方	
残 高	合 計		合 計	残 高
	22,341,786	営 業 収 益	668,723,361	646,381,575
	9,091,412	営 業 外 収 益	142,946,450	133,855,038
841,509,958	841,597,534	営 業 費 用	87,576	
156,610,513	156,610,513	営 業 外 費 用		
12,647,599,650	12,650,299,072	工 業 用 水 道 設 備	2,699,422	
170,717,997	170,717,997	建 設 仮 勘 定		
	1,040,511	減 価 償 却 累 計 額	3,652,458,516	3,651,418,005
14,334,833,644	14,548,292,757	無 形 固 定 資 産	213,459,113	
		投 資 及 び 基 金		
1,376,139,096	9,236,927,189	現 金 預 金	7,860,788,093	
52,293,810	140,631,242	未 収 金	88,337,432	
		短 期 投 資		
8,343,320	8,343,320	貯 蔵 品		
	23,695,600	前 払 金	23,695,600	
3,080,000	14,301,000	前 払 費 用	11,221,000	
	20,678,791	雑 流 動 資 産	20,678,791	
	109,663,074	他 会 計 借 入 金	1,747,532,590	1,637,869,516
	4,546,000	退 職 給 与 引 当 金	43,479,635	38,933,635
	73,866,210	修 繕 準 備 引 当 金	390,519,438	316,653,228
		一 時 借 入 金		
	41,857,415	未 払 金	49,643,900	7,786,485
	35,942,141	未 払 費 用	45,193,292	9,251,151
	51,803,688	預 り 金	52,173,118	369,430
	1,520,000	修 繕 準 備 引 当 金 (流 動)	1,520,000	
	16,851,338	前 受 金	49,856,405	33,005,067
		そ の 他 流 動 負 債		
		自 己 資 本 金	30,000	30,000
	1,230,550,286	借 入 資 本 金	16,254,512,106	15,023,961,820
		資 本 剰 余 金	16,059,243,883	16,059,243,883
	8,366,556,556	利 益 剰 余 金 (一 欠 損 金)	398,925,711	-7,967,630,845
	1,604,147	受 託 工 事 金	1,604,147	
29,591,127,988	47,779,329,579	合 計	47,779,329,579	29,591,127,988

3 平成22年度経営方針

本県の工業用水道事業は、工業の発展と雇用確保に貢献してきたが、産業構造の変化等もあって工業用水道の需要は当初計画を大幅に下回り、多くの未利用水を抱え、厳しい経営状況にある。

特に、有明工業用水道については、平成14年度以降、竜門ダム建設に係る企業債償還や市町村交付金等が経営を圧迫しているため、平成18年度に未利用水の一部について、荒尾・大牟田両市と上水転用に係る譲渡契約を締結し、事業規模の適正化に取り組んだ。

また、平成18年度から19年度にかけて有明工業用水道の未利用水の活用を図るため、荒尾産業団地へ給水する配水管延長工事を実施した。

しかしながら、今後も厳しい経営状況が続くことが予想されるため、更なる経営健全化対策を検討し実行することで経営改善を図るとともに、関係部局と連携し、新規需要の開拓に努めていく。

4 平成22年度予算の概要

平成22年度予算の概要は次のとおりである。

(1) 収益的収入及び支出

事業収益	828,676,000円
(内訳)	
営業収益	695,910,000円
営業外収益	132,766,000円
事業費	1,087,127,000円
(内訳)	
営業費用	908,578,000円
営業外費用	171,549,000円
予備費	7,000,000円
差引純利益(純損失)	△258,451,000円

(2) 資本的収入及び支出

資本的収入	1,053,705,000円
(内訳)	
企業債	222,000,000円
長期借入金	403,944,000円
工事受託金	85,688,000円
補助金	110,491,000円
その他	231,582,000円

資本的支出	1, 3 3 7, 8 5 3, 0 0 0円
(内訳)	
建設改良費	1 4 3, 5 2 2, 0 0 0円
企業債償還金	5 6 9, 8 6 6, 0 0 0円
長期借入金償還金	6 2 4, 4 6 5, 0 0 0円

熊本県有料駐車場事業業務状況

熊本県有料駐車場事業の平成21年度下半期（平成21年10月1日から平成22年3月31日まで）における業務状況は、次のとおりである。

目 次

1 事業の概況	2 3 ページ
(1) 利用台数及び料金収入について	2 3 ページ
(2) 修繕及び改良工事等について	2 3 ページ
(3) 職員数について	2 4 ページ
(4) 条例等の制定、改廃について	2 4 ページ
2 経理の状況	2 5 ページ
3 平成22年度経営方針	2 6 ページ
4 平成22年度予算の概要	2 6 ページ

1 事業の概況

平成 2 1 年度下半期における熊本県営有料駐車場の利用状況については、利用台数は 7 3, 0 2 8 台 (対目標比 7 5. 0 %) で、料金収入は 4 3, 7 8 6, 7 3 0 円 (対目標比 7 2. 1 %) であった。また、県営第二有料駐車場の利用状況については、収容台数 3 7 台に対して契約台数は 2 2 台にとどまり、料金収入は 1, 3 3 3, 2 0 0 円であった。

郊外の大型ショッピングセンターの立地による中心市街地への買物客減少、また中心市街地における低価格の新規立体駐車場の増加の影響もあり、利用台数及び料金収入ともに減少傾向にある。特に、平成 2 1 年度下半期は、1 1 月から 3 月まで耐震補強工事を行い、車両の入庫を制限したため、目標値を大幅に下回った。

(1) 利用台数及び料金収入について

平成 2 1 年度下半期各月の利用台数、承認台数及び料金収入の状況は、次のとおりである。

月別	県 営 有 料 駐 車 場						県営第二有料駐車場		備考
	目 標		実 績		達 成 率		実 績		
	利用台数 (台)	金 額 (円)	利用台数 (台)	金 額 (円)	台数 %	金額 %	承認台数 (台)	金額 (円)	
1 0	15, 652	9, 721, 660	15, 064	8, 935, 870	96. 2	91. 9	22	222, 200	
1 1	15, 380	9, 531, 200	13, 391	7, 942, 720	87. 1	83. 3	22	222, 200	
1 2	17, 876	11, 298, 260	12, 381	7, 358, 520	69. 3	65. 1	22	222, 200	
1	16, 520	10, 332, 440	10, 994	6, 663, 790	66. 5	64. 5	22	222, 200	
2	15, 478	9, 548, 920	9, 364	5, 607, 050	60. 5	58. 7	22	222, 200	
3	16, 528	10, 332, 070	11, 834	7, 278, 780	71. 6	70. 4	22	222, 200	
計	97, 434	60, 764, 550	73, 028	43, 786, 730	75. 0	72. 1	132	1, 333, 200	

(2) 修繕及び改良工事等について

平成 2 1 年度下半期の主な修繕及び改良工事は、次のとおりである。(消費税込み額)

(単位：円)

工 事 名	工 事 金 額	工 期
(改良) 有料駐車場建物耐震補強	115,745,619	H21. 11. 20 ~H22. 3. 15
(改良) 有料駐車場建物耐火被覆工事	2,394,000	H21. 10. 16 ~H22. 3. 15
有料駐車場誘導灯修繕工事	190,050	H22. 2. 25 ~H22. 3. 12

(3) 職員数について

平成 2 1 年度有料駐車場事業の職員数は次のとおりである。

(平成 2 2 年 3 月 3 1 日現在)

区 分		職 員	技能労務職員	嘱 託	計
本庁	総務経営課	1	0	0	1

※料金徴収業務については、熊本県セキュリティ協同組合に委託している。

(4) 条例等の制定、改廃について

<条 例>

平成 2 1 年 1 0 月 9 日 熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

※熊本県職員等退職手当支給条例等の一部を改正する条例（熊本県条例第 4 9 号）において改正。

平成 2 1 年 1 2 月 2 2 日 熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

※熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例（熊本県条例第 6 2 号）において改正。

<管理規程>

平成 2 2 年 3 月 3 0 日 熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程（熊本県公営企業管理規程第 1 号）

平成 2 2 年 3 月 3 0 日 熊本県企業局当直規程の一部を改正する規程（熊本県公営企業管理規程第 2 号）

平成 2 2 年 3 月 3 0 日 熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程（熊本県公営企業管理規程第 3 号）

平成 2 2 年 3 月 3 0 日 熊本県企業局組織規程の一部を改正する規程（熊本県公営企業管理規程第 4 号）

平成 2 2 年 3 月 3 1 日 熊本県企業局文書規程の一部を改正する規程（熊本県公営企業管理規程第 5 号）

2 経理の状況

平成21年度下半期の経理の状況は、次の合計残高試算表のとおりである。

熊本県有料駐車場事業合計残高試算表

平成22年3月31日

単位：円

借		方	勘 定 科 目	貸	
残 高	合 計	合 計		残 高	
	192		営 業 収 益	102,146,516	102,146,324
			営 業 外 収 益	4,714,765	4,714,765
			特 別 利 益		
62,315,174	62,315,174		営 業 費 用		
94,900	94,900		営 業 外 費 用		
2,089,194,016	2,106,957,891		有 料 駐 車 場 設 備	17,763,875	
	14,002,571		減 価 償 却 累 計 額	485,101,582	471,099,011
	5,923,556		建 設 仮 勘 定	5,923,556	
148,100	148,100		無 形 固 定 資 産		
			投 資 及 び 基 金		
642,294,623	3,245,442,228		現 金 預 金	2,603,147,605	
2,632,661	3,853,213		未 収 金	1,220,552	
			短 期 投 資		
			貯 蔵 品		
	48,110,600		前 払 金	48,110,600	
			前 払 費 用		
			他 会 計 借 入 金		
	8,897,834		雑 流 動 資 産	8,897,834	
			退 職 給 与 引 当 金	7,701,960	7,701,960
			修 繕 準 備 引 当 金	15,311,918	15,311,918
	17,174,183		未 払 金	20,618,183	3,444,000
	290,029		未 払 費 用	579,884	289,855
	9,422,718		預 り 金	16,239,318	6,816,600
			雑 流 動 負 債		
			自 己 資 本 金	1,667,583,687	1,667,583,687
			借 入 資 本 金		
	1,830,963		資 本 剰 余 金	83,048,828	81,217,865
	68,530,000		利益剰余金（－欠損金）	504,883,489	436,353,489
			損 益		
2,796,679,474	5,592,994,152		合 計	5,592,994,152	2,796,679,474

3 平成22年度経営方針

有料駐車場事業は、平成17年度に実施したUD（ユニバーサルデザイン）改修や、平成18年4月からの夜間料金の導入など、施設、料金面でのサービス向上に努めているが、郊外大型店の進出やコインパーキングの増加等の影響を受け、利用台数は減少傾向にある。また、平成21年度下半期は耐震補強工事に伴い入庫制限を行ったため、利用台数及び料金収入は大幅に減少した。

今年度は、ユニバーサルデザインを取り入れた誰もが使いやすい駐車場としてだけでなく、耐震補強工事を行い、さらに安心、安全になった駐車場として、できるだけ多くの県民にPRし、早期に利用台数の回復を目指す。

4 平成22年度予算の概要

平成22年度予算の概要は次のとおりである。

(1) 収益的収入及び支出

事業収益		124,382,000円
(内訳)		
営業収益		123,442,000円
営業外収益		940,000円
事業費		86,935,000円
(内訳)		
営業費用		76,061,000円
営業外費用		8,874,000円
予備費		2,000,000円
差引純利益		37,447,000円

利用予定

普通駐車	台数	107,747台
	料金	70,269,000円
定期駐車	台数	3,180台
	料金	45,540,000円
第二駐車場	料金	2,787,000円

(2) 資本的収入及び支出

資本的収入		0円
資本的支出		3,565,000円
(内訳)		
建設改良費		3,565,000円

熊本県公告第315号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成22年6月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 都市計画の種類
熊本都市計画下水道（菊陽公共下水道）
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県公告第316号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項及び第8条の3の規定により、クリーニング師の資質の向上を図るための研修並びに業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための講習を次のとおり指定した。

平成22年6月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 研修及び講習の主催者の名称並びに所在地
 - (1) 名称 財団法人全国生活衛生営業指導センター
 - (2) 所在地 東京都港区新橋六丁目8番2号
- 2 研修及び講習の種類
第1型クリーニング師研修及び業務従事者講習
- 3 研修及び講習の開催年月日並びに会場
 - (1) 平成22年10月24日 熊本県婦人会館（熊本市水道町14-21）
 - (2) 平成23年2月13日 熊本県婦人会館（熊本市水道町14-21）
- 4 研修及び講習の科目並びに時間数
 - (1) 研修
 - ア 衛生法規及び公衆衛生 1時間（うち継続者時間数 30分）
 - イ 洗濯物の受取、保管及び引渡し 1時間
 - ウ 洗濯物の処理 1時間
 - エ 繊維及び繊維製品 1時間（うち継続者時間数 30分）
 - (2) 講習
 - ア 衛生法規及び公衆衛生 1時間（うち継続者時間数 30分）
 - イ 洗濯物の受取、保管及び引渡し 1時間
 - ウ 洗濯物の処理 1時間
 - エ 繊維及び繊維製品 1時間（うち継続者時間数 30分）
- 5 受講料
 - (1) 研修受講料 5,000円
 - (2) 講習受講料 4,500円
- 6 研修及び講習の問い合わせ先
財団法人熊本県生活衛生営業指導センター（熊本市白山一丁目4番9号 末永ビル2階 電話096-362-3061）

熊本県公告第317号

八代郡氷川町に事務所を置く氷川下流土地改良区連合の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成22年6月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

役職名	氏名	住所
退任 理事	浜田 洋	八代郡氷川町網道1480番地
就任 理事	藤本 一臣	八代郡氷川町高塚935番地

熊本県公告第318号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により宇城市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

平成22年6月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（写真地図作成）	平成21年8月31日から 平成22年3月26日まで	宇城市全域

熊本県公告第319号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により荒尾市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

平成22年6月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（1級水準測量）	平成21年12月4日から 平成22年3月19日まで	荒尾市全域

熊本県公告第320号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

平成22年6月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正測量）	平成21年5月15日から 平成22年3月31日まで	熊本県内全域

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基本測量（空中写真撮影及びデジタルオルソ作成作業）	平成21年5月1日から 平成22年3月31日まで	熊本市、八代市、人吉市、水俣市、宇土市、宇城市、下益城郡美里町、上益城郡甲佐町、八代郡氷川町、葦北郡芦北町、同津奈木町、球磨郡錦町、同あさぎり町、同多良木町、同湯前町、同あさぎり町、同水上村、同相良村、同山江村、同球磨村

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基本測量（地理識別子整備業務）	平成21年9月28日から 平成22年3月26日まで	熊本市、八代市、荒尾市、天草市、菊池郡菊陽町

熊本県公告第321号

熊本市に事務所を置く杉上土地改良区理事長南部吉勝から平成22年4月9日付けで申請のあった定款の変更については、平成22年5月26日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。

平成22年6月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第322号

熊本市に事務所を置く渡鹿堰土地改良区理事長清田好弘から平成22年4月25日付けで申請のあった定款の変更については、平成22年5月26日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。

平成22年6月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第323号

八代市に事務所を置く氷川土地改良区理事長藤本一臣から平成22年4月15日付けで申請のあった定款の変更については、平成22年5月26日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。

平成22年6月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

登載依頼**熊本県教育委員会公告第11号**

次のとおり一般競争入札に付する。

平成22年6月4日

熊本県教育長 山本 隆生

- 1 入札に付する事項
 - (1) 借入物品及び数量
ア 教育用コンピュータ 229セット
イ サーバ 1セット
ウ その他周辺機器及びソフトウェア
 - (2) 借入物品の規格、品質等
入札仕様書及び要求仕様書による。
 - (3) 借入期間
平成22年9月1日から平成27年8月31日まで
 - (4) 納入期限
平成22年8月27日（金）
 - (5) 納入場所
要求仕様書による。
 - (6) 入札金額
入札金額は、賃借料1月当たりの借入代金とする。見積りに当たっては、60月賃借料率で計算すること。
なお、落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額により入札すること。
 - (7) 最低制限価格の設定
本競争入札には、最低制限価格は設けていない。
 - (8) その他
ア 本競争入札は、電子入札システムを利用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による参加もできる。ただし、電子入札システムに利用者登録が完了している者は、電子入札によるものとする。
イ 本競争入札は、競争入札参加資格確認のため、入札前に3に記載する競争入札参加確認申請書及び確認資料の提出が必要な入札である。
- 2 入札参加者の資格に関する事項
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
 - (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、有資格者として営業種目「リース・レンタル（取扱業種OA機器類）」に登録された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者は、次により入札参加資格審査の申請を行うこと。
 - ア 審査申請の受付期間
公告の日から平成22年7月1日（木）まで（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時までに提出すること。
ただし、受付期間の終了後も入札書締切予定日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - イ 審査申請書の提出先及び問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課 資格審査班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - ウ 申請の方法
要綱に定める「競争入札参加資格審査申請書」に必要書類を添付し、持参又は郵送により提出すること。
なお、申請様式及び提出書類の詳細については、熊本県ホームページの「申請書様式ダウンロード」のページで確認することができる。
 - エ 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った

- 者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 入札及び開札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- (5) 要求仕様書の内容を満たしていること。
- 3 入札参加のための確認申請
本競争入札に参加を希望する者は、2の(2)～(5)に示す要件を満たしているかの確認を受けるため、次により「競争入札参加資格確認申請書」及び確認資料（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。
なお、期限までに申請書等を提出しない者並びに確認の結果要件を満たしていないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。
- (1) 提出方法及び提出場所
ア 電子入札システムによる入札参加の場合
申請書等を電子入札システムにより提出すること。
なお、確認資料の容量が1MBを超える場合には、4の(1)に示す場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）することとし、持参又は郵送する書類の目録を電子入札システムで提出すること。
イ 書面による入札（以下「紙入札方式」という。）参加の場合
申請書等を4の(1)に示す場所に持参又は郵送すること。
なお、郵送の場合は、提出期間内に必着すること。
- (2) 提出期間
公告の日から平成22年7月8日（木）午後5時まで（閉庁日を除く。）に提出すること。
- (3) 確認結果の通知
確認の結果は、「競争入札参加資格確認結果通知書」により通知する。
- 4 入札執行の日時、場所等
(1) 契約条項を示す場所
熊本県教育庁教育政策課広報・情報班（熊本県庁行政棟新館7階）
郵便番号 862-8609 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2674 ファックス番号 096-384-1509
- (2) 入札仕様書等
ア 閲覧（交付）の期間
公告の日から平成22年7月7日（水）まで（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
イ 閲覧（交付）の場所
電子入札システムホームページ（入札情報公開サービスシステムの入札公告等情報）にて閲覧又は4の(1)に記載する場所で交付する。
- (3) 入札説明会
ア 日時 平成22年6月24日（木）午後2時から
イ 場所 熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟新館8階第802会議室
- (4) 入札の日時及び場所
ア 電子入札システムによる入札
3の(3)記載の確認結果の通知を受けた日時から、平成22年7月15日（木）午後5時までに入札すること。
イ 紙入札方式による入札
(ア) 日時 平成22年7月16日（金）午前9時30分
(イ) 場所 熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県教育庁教育政策課広報・情報班（熊本県庁行政棟新館7階）
- (5) 開札の日時及び場所
4の(4)のイに同じ。
- (6) 再度の入札
開札後、落札者がいない場合は再入札を行う。
再入札を行う場合、電子入札により入札書を提出した者については、再入札の通知を受けた日時から、平成22年7月16日（金）午前10時30分までに電子入札システムにより入札すること。
- 5 入札方法等
(1) 入札方法
ア 電子入札システムによる入札の場合
4の(4)のアの締切日時までに電子入札システムにより入札書を提出すること。
ただし、入札参加者側のシステム障害等のやむを得ない事情があり、入札書受付締切予定日時までに「熊本県電子入札システム紙入札移行承認願」を4の(1)に示す場所に提出し、県（契約担当者）から承認を受けた場合は、イの紙入札方式によるものとする。

- イ 紙入札方式により持参する場合
別に定める別紙様式3の「入札書」により作成し、4の(4)のイの日時及び場所
に持参し、提出すること。
ただし、代理人をして入札するときは、別に定める別紙様式2の「委任状」を入
札書と同時に提出すること。
なお、郵送を認めるが、次の事項に留意のうえ、必ず平成22年7月15日(木)
までに4の(1)に記載する場所に必着するよう郵送(書留郵便に限る。)するこ
と。
- (ア) 封筒は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」及び「親展」、中封筒に「委託
業務の名称」及び「開札日時」を朱書きすること。
- (イ) 再入札を予想する場合は、中封筒に「再入札書」、「委託業務の名称」及び「開
札日時」を朱書きし、同封すること。
- (2) 開札の方法
開札は、電子入札システムにおいて行う。
ただし、紙入札方式において入札した者がいる場合は、入札に参加した者又はその
代理人の立会いのもとに行うものとする。この場合において、入札に参加した者又は
その代理人が立会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立会わせてこれ
を行う。
- (3) 入札の回数
入札回数は2回までとする。開札後、落札者がいない場合は、再入札を行う。
なお、再入札書の締切日時までに再入札書を提出しなかった者及び紙入札方式によ
り入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかった者は再入札を辞退したものとみな
す。
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込
みをした者を落札者とする。
なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、電子入札システ
ムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (5) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 紙入札方式による入札において、委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 紙入札方式による入札において、記名押印を欠く入札
- エ 紙入札方式による入札において、金額を訂正した入札
- オ 紙入札方式による入札において、誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- カ 紙入札方式による入札において、同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又
は2人以上の代理をした者の入札
- キ 紙入札方式による入札において、2以上の意思表示をした入札
- ク 紙入札方式による入札において、くじ番号の記入がない入札
- ケ 電子入札システムによる入札において、入札、見積及び契約権限のない者のIC
カードを使用して提出された入札
- コ 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札
執行者が認めた場合の入札
- サ 明らかに連合によると認められる入札
- シ その他入札に関する条件に違反した入札
- (6) 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正
に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させ
ず、入札の執行を延期し、若しくはこれを取りやめることがある。
- (7) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (8) その他
入札仕様書等に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和
39年熊本県告示第420号)及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託契約等)運
用基準の規定を準用する。
- 6 契約の締結
- (1) 契約書作成の要否
要
- (2) 契約の締結期限
落札者決定の日から14日以内とする。
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から7日以内とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
免除する。
- (2) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の
10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当
するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被

保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

8 その他

- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 本一般競争入札公告は、入札説明書を兼ねる。
- (3) 本競争入札は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

9 Summary

- (1) Name and quantity of commodity
Asset of personal computers for education
229 personal computers
1 servers
peripheral equipments and softwares
- (2) Deadline to supply commodity
August 27th 2010
- (3) Place to supply commodity
Shown in the bid explanation form
- (4) Date and place to submit bidding proposal
July 16th 2010 9:30 am
Educational Policy Division,
7th floor, New building Prefectural Office of Kumamoto
- (5) Deadline to submit bidding proposal
by mail
July 15th 2010
- (6) Language and currency to be used for bidding
Japanese language and currency only
- (7) Name of the department in charge of this bidding contract
Educational Policy Division
Board of Education Prefectural Office of Kumamoto
6-18-1 Suizenji, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture, 862-8609 Japan
Phone: 096-333-2674